

令和2年1月14日

保護者の皆様

千早赤阪村立千早小吹台小学校
校長 當麻裕彦

インフルエンザの登校許可について

新春の候 保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育推進のため、何かとご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、毎年この時期になりますとインフルエンザが急増いたします。他市ではインフルエンザの流行により学級閉鎖になっている学校もあります。本校の児童は幸い、今のところ罹患者は少ないですが、インフルエンザ発生の際は、感染予防の観点から下記の事項についてご配慮いただきますよう、ご確認をお願いいたします。

記

○インフルエンザ発生時の注意事項

- ・ 風邪にかかっている人、またはその疑いのある人は、早めに医者診察を受け、その指示にしたがって十分養生させて下さい。
- ・ うがい、手洗いをしっかりさせ、夜更かしなどはしないで、規則正しい生活をさせて下さい。
- ・ 流行時は、できるだけ友達の家遊びに行ったりせず、外出などもひかえさせて下さい。
- ・ 発熱等、体調の悪いときは、無理に登校させることのないようお願いいたします。
- ・ 授業中に、発熱等の理由で早退の必要があると判断した場合には、学校よりご連絡いたします。連絡を受けることができます携帯電話等の確認をお願いします。（連絡先等が変わった際には、学校にご連絡願います。）

○登校許可について

以前は、インフルエンザ（弱毒性）による出席停止の際、医療機関に治癒証明（学校感染症に関する「医師の意見書」）を発行していただくことを再登校の要件としておりましたが、現在では、医師が指示した再登校の許可日に（発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）解熱・快復した場合、その旨を学校にご連絡いただければ登校を許可することになっています。その際、「医師の意見書」の提出は求めませんが、**確認のため「登校許可願い」（右の様式）をご提出いただきますようお願いいたします。**なお、「医師の意見書」が発行された場合は、ご提出いただきますよう合わせてお願いいたします。

また、インフルエンザ（弱毒性）以外の学校感染症については、法律で「医師の意見書」の提出が求められておりますのでよろしくお願いいたします。

登校許可願い

－インフルエンザ（弱毒性）による出席停止用－

インフルエンザ（ ）型に罹患し、下記の期間、治療休養していましたが、医師の指示した登校許可日に、解熱・快復しましたので、本日より登校の許可をお願いします。

（ ※ 医師の証明は必要ありません。 ）

* 出席停止期間 月 日 ～ 月 日

* 医療機関名

千早赤阪村立千早小吹台小学校長 様

令和 年 月 日

第 学年 児童名

保護者名

印

《参考》「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後	
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。